

令和 7 年度公の施設の指定管理者募集について

公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入している 78 施設のうち、58 施設について指定管理期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了します。また、新たに 1 施設について令和 8 年 4 月 1 日に指定管理者制度を導入します。

つきましては、次のとおり新たに指定管理者候補者となる団体を募集します。

1. 指定管理者候補者の募集方法等について

(1) 指定管理者制度を継続又は新たに導入する施設 計 57 施設

- 公募する施設 37 施設 (うちすさのおの郷は新規)
- 非公募とする施設 20 施設

(2) 指定管理者制度を止める施設 計 2 施設

- 利活用事業とする施設 2 施設

※ 「指定管理者制度の運用に関する方針」に基づく非公募の判断基準

- (1) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設
- (2) 地域との結びつきが強く、住民団体による管理が適している施設
- (3) 施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設
- (4) 市が特定の施設を管理運営させることなどを目的に設立した財団や第 3 セクター (50%以上出資) が指定管理者となっている施設
- (5) PFI 事業者が指定管理者となる施設
 ただし、当初の指定期間の終了以後、指定管理者を募集する場合は、原則として公募とします。
- (6) その他、特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設

2. 指定管理期間について

5 年を基本とする。ただし、個別の事情がある場合は期間を短縮することがある。

3. 公募する施設 (37 施設) (指定管理期間 5 年)

No	施 設 名	施設担当課
1	ひらた健康福祉センター障がい者福祉部門	福祉推進課
2	里家センター	高齢者福祉課
3	佐田老人福祉センター「潮の井荘」	高齢者福祉課
4	出雲ゆうプラザ	健康増進課

No	施設名	施設担当課
5	風の子楽習館	市民活動支援課、都市計画課
6	手引ヶ丘公園	
7	湊原体験学習センター	市民活動支援課
8	サン・アビリティーズいずも	文化スポーツ課
9	出雲健康公園	文化スポーツ課
10	出雲西部体育館	文化スポーツ課
11	長浜中央公園	
12	平田スポーツ公園	文化スポーツ課
13	平田ニュースポーツ広場	
14	平田愛宕山野球場	文化スポーツ課
15	平田愛宕山庭球場	
16	平田愛宕山プール	
17	宍道湖公園	文化スポーツ課
18	平田B & G海洋センター	
19	多伎健康増進センター	文化スポーツ課
20	多伎文化伝習館	
21	湖陵体育センター	文化スポーツ課、都市計画課
22	湖陵運動広場	
23	湖陵総合公園	
24	大社健康スポーツ公園	文化スポーツ課
25	斐川第1体育館	文化スポーツ課
26	荒神谷博物館・荒神谷史跡公園	文化財課
27	立久恵峡わかあゆの里	観光課
28	木綿街道交流館	観光課
29	八雲風穴公園	観光課
30	道の駅湯の川	観光課
31	すさのおの郷	観光課
32	宍道湖市民農園	農業振興課
33	斐伊川河川敷公園	都市計画課
34	斐伊川清水公園	
35	真幸ヶ丘公園	都市計画課
36	愛宕山公園 (野球場・庭球場・プール・本陣記念館を除く)	都市計画課
37	斐川公園	都市計画課

4. 非公募とする施設（20施設）

（1）「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設（6施設）【判断基準(1)】 （指定管理期間：2年）

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
1	出雲平成温泉	健康増進課	NPO法人川と湖いきいき神西
2	佐田スポーツセンター	文化スポーツ課	NPO法人スサノオの風
3	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」		
4	スサノオホール		
5	平田テニスコート	文化スポーツ課	NPO法人ひらたスポーツ・文化振興機構
6	タラソテラピー（海洋療法）施設	観光課	㈱多伎振興

※佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」は、見直し対象の佐田スポーツセンターとスサノオホールとの一体的な指定管理として一括で募集する。

（2）地域との結びつきが強く、住民団体による管理が適している施設（1施設） 【判断基準(2)】（指定管理期間：5年）

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
1	伊野児童館	子ども政策課	伊野地区自治協会

（3）施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設（4施設） 【判断基準(3)】（指定管理期間：5年）

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
1	平田福祉館	福祉推進課	(社福)出雲市社会福祉協議会
2	多伎地域福祉センター	福祉推進課	(社福)出雲市社会福祉協議会
3	さんぴーの出雲	市民活動支援課	さんぴーの出雲管理委員会
4	飯の原農村公園	農業振興課	(一社)吉栗ドリーム

（4）市が特定の施設を管理運営させることなどを目的に設立した財団及び第3セクター（50%以上出資）が指定管理者となっている施設（9施設）【判断基準(4)】 （指定管理期間：5年）

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
1	出雲市営駐車場・駐輪場	交通政策課	出雲ターミナル(株)
2	出雲市民会館	文化スポーツ課	(公財)出雲市芸術文化振興財団
3	ビッグハート出雲		
4	平田文化館		
5	大社文化プレイスうらら館		
6	出雲文化伝承館		
7	平田本陣記念館	文化スポーツ課	(公財)出雲市芸術文化振興財団
8	目田森林公園	観光課	㈱すばる企画
9	佐田総合資源リサイクル施設	農業振興課	(有)エコプラント佐田

5. 指定管理者制度を止める施設

(1) 利活用事業とする施設（2施設）

No	施設名	施設担当課
1	ひかわ美人の湯	観光課
2	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農産物加工房A棟)	観光課

※出雲いりすの丘公園の利活用事業者の決定により、募集しない。

6. 今後のスケジュール

	公募施設 37 施設	非公募施設 14 施設	非公募施設 6 施設 (見直し対象施設)
4月	公募 (4月上旬～7月上旬)		
5月			
6月			
7月	指定管理者候補者選定委員会		
8月		申請 (8月下旬～10月上旬)	
9月	9月議会 議案提出		
10月		指定管理者候補者選定委員会	
11月			申請 (11月下旬～12月中旬)
12月		12月議会 議案提出	
1月			指定管理者候補者選定委員会
2月			
3月			3月議会 議案提出